# 中央家畜衛生広報

福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

死亡牛搬入専用TEL: 090-5844-5300

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp



### 家畜伝染病予防法に基づく定期報告について

家畜伝染病予防法第12条の4により、家畜の所有者は毎年家畜の飼養状況及び衛生管理状況等について、県知事に報告することが義務づけられています。

令和2年2月1日現在の報告について、期限内の提出をよろしくお願いいたします。

#### 【提出期限】

- ・牛、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし :4月15日
- ・鶏、あひる、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 :6月15日 【提出先】
- 中央家畜保健衛生所

石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

FAX 0247-57-6144

(表裏両面ありますので、FAXの場合はご注意してください)

- 各市町村 畜産担当課
- 各所属 畜産団体

## 国内のCSF(豚熱)発生状況

令和2年1月8日、沖縄県うるま市の農場で国内52例目の CSFの発生が確認され、58例目まで沖縄県内で相次いで発生 が確認されています(3月23日現在)。

ウイルスの侵入経路の要因として、加熱不十分な食品残さの可能性が考えられます。

飼養者の皆様は、引き続き飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、 異状時の早期発見・早期通報をお願いします。

#### 鳥インフルエンザ発生状況

今年度、国内では愛媛県、栃木県、奈良県、島根県で<u>野鳥の</u> 糞便から<u>低病原性</u>鳥インフルエンザが検出されました。

国内の家きん農場での鳥インフルエンザの発生はありませんが、中国湖南省では令和2年1月に<u>高病原性</u>鳥インフルエンザの発生が報告されています。

まもなく春が近づき日本に飛来した野鳥が海外へ戻る時期となるため、引き続き、ウイルス侵入防止対策をお願いします。

〈小規模家きん農場における取り組み事例〉農林水産省より引用



漁網やネット等を活用した 野生動物の侵入防止対策



消石灰の散布や踏込消毒槽の 設置による消毒の徹底



寒冷対策を兼ね、シートを張った 野生動物の侵入防止対策

## 来年度のBSE受付体制について

令和2年4月1日より、BSE検査対象死亡牛の受付日と受付時間を下記のとおり変更します。ご理解・ご協力いただけますようお願い申し上げます。

変更前:月~土曜日の8:30~16:00



変更後:月~金曜日の9:00~16:00

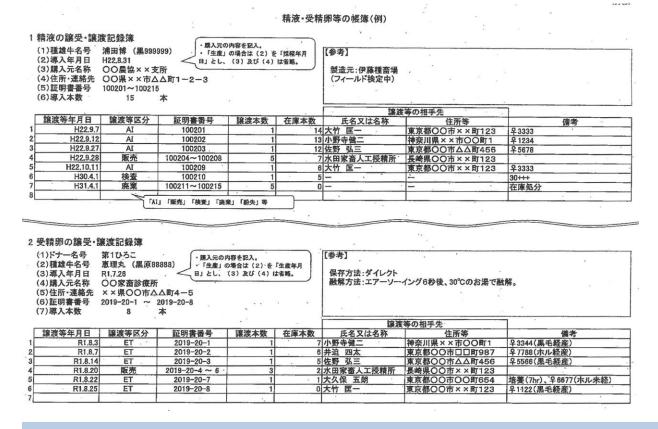
### 和牛の精液・受精卵の帳簿の備付け

#### 家畜人工授精および受精卵移植業務に関わる皆様へ

平成30年6月、和牛の精液・受精卵が不正に海外に持ち出される事案が確認されました。また、令和2年3月、複数の県における血統不一致の和牛の流通が報道されています。再発防止を図るためには、関係者が一体となって流通管理を徹底する必要があります。そこで、精液等の不正流通が発覚した際、迅速な対応が可能となるよう、譲受・譲渡に関する帳簿の備付けをお願いします。

記載する内容(帳簿の様式は下の図を参考にしてください)

- ①譲受・譲渡等の年月日
- ②相手方の氏名又は名称及び住所
- ③本数及び証明書番号



家畜人工授精用精液や家畜の体内・体外受精卵の「保管」は、家畜改良増殖法上の「処理」に該当するため、家畜人工授精所の開設をしていない畜産経営者は、自らの雌畜に利用することを目的とする場合を除き、精液等を保管することが認められていません。

このため、精液等を他者に譲渡したり、他者の雌畜に利用する場合は、家畜人工授精所の開設許可を家畜保健衛生所に申請してください。

### 家畜排せつ物の適正な管理と記録を

#### 【管理】

家畜排せつ物は、堆肥化してから耕地に還元することにより、未 処理のまま還元する場合と比べ水分や悪臭が減少し取り扱いしやす くなることに加え、発酵過程における発熱により雑草の種子、寄生 虫、病原体等の死滅効果が期待されます。

臭気対策や汚水対策が一層重要になっていることから、家畜排せつ物の特徴に合わせて副資材(籾殻、オガなど)を有効に活用するとともに十分な発酵を促すため水分調整や切り返しを行い良質な堆肥を生産しましょう。

生糞、堆肥の野積みは汚水の流出・地下浸透の原因となります。 堆肥舎等適切な施設で管理してください。

#### 【記録】

家畜排せつ物を適切に管理するためには、排せつ物の発生量や利用量を的確に把握しておくことが必要です。そのため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の規定による「管理の方法に関する基準」においても、家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録を行うことが定められています。

家畜排せつ物の年間の発生量は、 1頭羽当たりの標準的な年間排せつ 物量(重量ベース)に、農場の平均 的な飼養頭羽数を乗じる方法で推定 が可能です。また、記録期間の「年 間」は、年度(4月1日~)、暦年(1 月1日~)または畜産統計(2月1日 ~)のほか、各経営体で設定して構 いません。



家畜排せつ物の管理については、景観への配慮やハエの発生防止など、地域へのお心遣いもお願いします。